

リスク管理の法的課題 —主に規制行政分野を念頭に

角松生史(神戸大学)

規制行政における法の役割

- 法的議論の両義性
 - 要件・効果の形式で事態を分節化して処理（フレーミング） vs
 - 整合性・一貫性志向（ドグマティック）「〇〇原則」
- 決定に関わる制度設計
- 行政活動の司法統制
 - 政策v. 法、専門知識の導入方法の相違

規制基準の問題

- 基準→あてはめ
 - 法的思考の基本
 - 基準の枠内での自由保障
- 基準の正当(正統)性
 - 法律 & 政省令に委任→民主的代表者が自ら決定あるいは委任
 - 専門的知見の反映 誰のどのような？

不確実性への対処戦略(1)

- 不確定概念(「危険」「安全性」等)
 - 時間の経過による知見の増大に期待
 - 行政による経験則的知識の収集
- 外部システムで産出された知識の参照
 - ドイツ法「受容概念」
 - 「一般に承認された技術規則」「学問と技術の水準」等
(山本2005)
 - 日本の法令には明文では少ない but教科書検定最高裁判決(1997.8.29)

教科書検定最高裁判決(1997.8.29)

- 例えば、正確性に関する検定意見は、申請図書の記事の学問的な正確性を問題にするものであって、検定当時の学界における客観的な学説状況を根拠とすべきものであるが、...
- 原審が、本件検定当時、七三一部隊の存在等を否定する見解があったことを認定していないことに照らせば、本件検定当時、これを否定する学説は存在しなかったか、少なくとも一般には知られていなかった..... 関東軍の中に細菌戦を行うことを目的とした「七三一部隊」と称する軍隊が存在し、生体実験をして多数の中国人等を殺害したとの大筋は、既に本件検定当時の学界において否定するものはないほどに定説化していた

不確実性への対処戦略(2)

経験則による知見の増大に期待し得ない場合

- 事業者に対する知識創出の義務づけ 環境影響評価
- 社会的受容可能性を高めて正当性を補完—事業者・市民との協働(戸部2009)
- 「何が問題か」自身をオープンにする(スコーピング手続)
- 疑わしい場合は**というメタ基準を設定
 - 予防原則
 - 手続法？知識創出と結びつける
 - 実体法？
- ソフト・ローと自主規制

不確実性への対処戦略(3)

審議会等の位置づけ(1): 伊方原発最判

- 原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の右技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされる.....各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨

不確実性への対処戦略(4)

審議会等の位置づけ(2)

- 事業者こそが専門知産出の現場？中立性の幻想？
 - 対抗知識創出戦略？（訴訟対審構造の利用）
- 「総合的判断」とは何か
 - 人文科学社会科学者を入れることにどれだけの意味が？

整合性・一貫性原則の問題

- 予防原則は存在し得ない？ (Sunstein)
 - リスクの法的重要性、社会的所与（例：自動車）
優先を考慮してよいのではないか
- 費用便益分析による一貫性
統計的生命価値
Ford Pinto 規制官庁の費用便益分析はよくても自動車会社はだめ？

リスク分担の課題(1)

- 経験則によるリスク知見の増大→行為者による安定した予期
- 社会の流動性増大、確率不明の事象の問題
もち、こんにゃくゼリー、生肉



リスク分担の課題(2)

- リスク低減行動へのインセンティブが生じるような分担が望ましい
- 「ゼロリスク」ではなく量的な把握(岩田2012)
←→「ゼロリスク」論批判と「自己責任」論がかえって改善行動を阻害するおそれも？

こんにやくゼリー判決 (大阪高裁2012.5.25)

「通常有すべき安全性」—設計の観点、警告表示の観点

「前記のとおり、本件こんにやくゼリーに至るまでのこんにやくゼリーの中には、そのミニカップの形状や大きさにより、そのような指摘が当を得たものがあったが、少なくとも、本件こんにやくゼリーについては、そのミニカップ容器の形状・構造から、上向きで食べたり、吸い込んで食べたりすることを誘発するものとまでは認められない」

→リスク低減を行っていることも踏まえて、製造物責任を否定

リスク分担の局面

- 規制の是非と補償の是非
→リスク論と無過失責任との近接性
- 社会保険
こんにゃくゼリーや生肉で「自己責任」を唱える人も、医療保険の利用は否定しない(←→薬物中毒の場合について議論あり)

脱パターンナリズムの意義と限界

- 説得のレトリック \longleftrightarrow 脱パターンナリズム
- 個人の判断にどこまで委ねるか
 - 100mSv以上：自己判断はありえない？
 - 「自主避難」 \rightarrow 自己決定の前提は？
- どの程度まで「強い個人」を想定するか

＜参考文献＞

- 岩田健太郎2012:『「リスク」の食べ方』筑摩書房
- 桑原勇進2013:『環境法の基礎理論』有斐閣
- 高橋滋／大塚直編2013:『震災・原発事故と環境法』民法法研究会
- 戸田山和久2011:「福島第一原子力発電所事故以降の科学・技術コミュニケーション」社会と倫理25
- 戸田山和久2011a:『「科学的思考」のレッスン』NHK出版
- 戸部真澄2009:『不確実性の法的制御』信山社
- 山本隆司2005:「リスク行政の手続法構造」城山／山本編『環境と生命』東大出版会
- Cass Sunstein 2005, *Laws of Fear*
- Gary Schwartz 1991, *The Myth of the Ford Pinto Case*, 43 *Rutgers L. Rev.* 1013